

参考 7

医療法人制度について

医療法人制度について

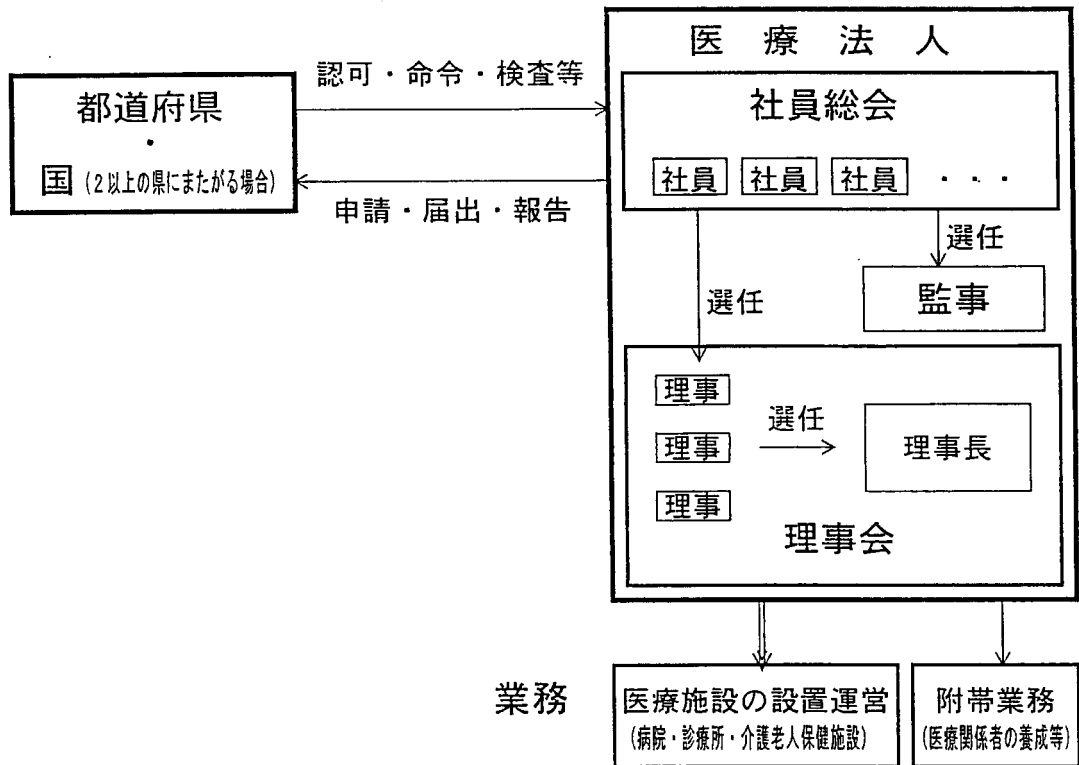
(1) 概要

医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、資金の集積を容易にし、医療機関の経営に永続性を付与し、私人の医療機関経営の困難を緩和するもの。

○主な要件

- ・ **利益分配の禁止**
医療の非営利性を担保するため、剰余金の配当を禁止。
- ・ **役員**
理事3名以上、監事1名以上を置くこと。
- ・ **理事長要件**
原則医師又は歯科医師。
ただし、都道府県知事が認めた場合はこの限りではない。
- ・ **資産**
法人の業務を行うために必要な資産を有すること
- ・ **会計**
原則として、病院会計準則により処理し、毎会計年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成。
- ・ **経営情報の開示義務**
医療法人の公共性の程度や、医療法人の設立が個人の出資によるものであることに鑑み、債権者のみに対する開示を義務付け。
- ・ **附帯業務の制限**
医業の永続性を担保するため、本来事業に支障のない範囲で、介護保険事業など一定の業務に制限。
(医療関係者の養成、研究所の設置、精神障害者復帰施設、疾病予防運動施設、訪問看護ステーション、老人居宅介護等事業、等)
- ・ **収益業務**
役員と同族支配の制限及び公的な運営の確保等の要件を満たす特別医療法人については、一定の収益業務を行うことができる。

(2) 医療法人のイメージ図 (社団の場合)



(3) 医療法人の形態について

	医療法人	特定医療法人	特別医療法人
根拠法	医療法	租税特別措置法	医療法
認可・承認	都道府県知事の認可	国税庁長官の承認	都道府県知事による定款変更の認可
要件	<ul style="list-style-type: none"> 資産要件 病院等を開設する場合 自己資本比率 20%以上 役員数 理事 3人 監事 1人以上 理事長 原則医師又は歯科医師 	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 財団又は持分の定めのない社団 自由診療の制限 同族役員の制限 差額ベッドの制限 (30%以下) 給与の制限 (年間 3,600 万円以下) 等を満たすもの	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 財団又は持分の定めがない社団 自由診療の制限 同族役員の制限 給与の制限 (年間 3,600 万円以下) 等を満たすもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率 30% 収益事業は行えない 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率 22% 収益事業は行えない 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率 30% 一定の収益事業が可能

医療法人制度の概要

1. 根拠(趣旨)

- 医療法に基づく法人。昭和25年の医療法改正により制度創設。
- 医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に持続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和すること。

2. 設立

- 社団(持分の定めのあるもの、持分の定めのないもの)又は財団。
- 都道府県知事の認可を受け、設立。ただし、2以上の都道府県において医療機関を開設するものについては、厚生労働大臣の認可。
- 医療法人は、その業務を行うに必要な資産(具体的内容は、その開設する医療機関の規模等に応じ、省令で定める。)を有すること。

3. 運営

- 医療法人は、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くこと。ただし、都道府県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合は、3人未満の理事で足りること。(いわゆる「一人医師医療法人」)
- 理事のうち1人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出。ただし、都道府県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 医療法人は、原則として開設するすべての医療機関の管理者を理事に加えること。
- 医療法人は、医療その他の保健衛生に関する業務以外の業務を行ってはならないこと。ただし、公益性に関する一定の要件を満たした医療法人は特別医療法人として収益業務(その収益は医業経営に充てることを目的とするもの。)が可能。
- 医療法人は、剰余金の配当をしてはならないこと。

4. 課税

- 一般に、法人税法上は普通法人として取り扱われており、株式会社等と同一の税率(30.0%)が適用。ただし、事業税(自由診療分)については、軽減税率が適用。
- 公益性に関する一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた医療法人(いわゆる「特定医療法人」)については、公益法人並みの軽減税率(22%)が適用。

特定医療法人について

- 特定医療法人とは、租税特別措置法に基づく財団又は持分の定めのない社団の医療法人であって、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたもの。
- 法人税において22%（通常は30%）の軽減税率が適用。
- 承認基準の概要は次のとおり（租税特別措置法、厚生労働省告示等）
 - ①財団又は持分の定めのない社団の医療法人であること。
 - ②理事・監事・評議員その他役員等のそれぞれに占める親族等の割合がいずれも3分の1以下であること。
 - ③設立者、役員等、社員又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えないこと。
 - ④寄附行為・定款に、解散に際して残余財産が国、地方公共団体又は同種の医療法人に帰属する旨の定めがあること。
 - ⑤法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
 - ⑥公益の増進に著しく寄与すること。
 - ・社会保険診療に係る収入金額の合計額が全収入の8割を超えること。
 - ・自費患者に対し請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるもの。
 - ・医療診療収入は、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。
 - ⑦役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
 - ⑧医療施設の規模が告示で定める基準に適合すること。
 - (1) 40床以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院あつては、30床以上）
 - (2) 救急告示病院
 - (3) 救急診療所である旨を告示された診療所であつて15床以上を有すること。
 - ⑨各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

特別医療法人について

- 開設する医療施設の業務に支障のない範囲で、その収益を医療施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣の定める収益事業を行うことができるものとして、平成9年の医療法改正において制度化。
- 特別医療法人の要件は次のとおり。
 - ①同族役員の制限：各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の1/3を超えて含まれないこと。
 - ②公的な運営に関する要件
 - ・財団である医療法人又は持分の定めのない社団医療法人であること。
 - ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、一以上のものが、(1)及び(2)に該当するものであること。
 - (1) 特例許可の対象となる病床を有すること。
医療法施行規則第30条の35第1項第2号
平成15年厚生労働省告示第360号
 - (2) 下記のいずれかに該当すること。
 - ア) 40床以上であること（もっぱら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う場合は30床）。
 - イ) 救急告示病院であること。
 - ウ) 救急告示診療所で15床以上であること。
 - ・社会保険診療に係る収入金額（公的な健康診査を含む）の合計額が、全収入金額の8割を超えること。自費患者に対し請求する金額は社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
 - ・医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。
 - ・設立者、役員等、社員又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えないこと。
 - ③解散時の残余財産の帰属先
定款（寄附行為）で国、地方公共団体又は他の特別医療法人に帰属。
 - ④収益業務に関する特別会計としての区分経理
収益業務に関する会計は、特別の会計として経理しなければならない。
 - ⑤給与の制限：役職員1人につき年間の給与総額が3,600万円を超えないこと。
 - ⑥自己資本比率：資産の総額の30/100に相当する額以上の自己資本を有すること。

〔特別医療法人が行うことができる収益業務〕

- ①農業、②林業、③漁業、④製造業、⑤情報通信業、⑥運輸業、⑦卸売・小売業、⑧不動産業（「建物売買業、土地売買業」を除く）、⑨飲食店・宿泊業、⑩医療・福祉（病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第42条各号に掲げるものを除く）、⑪教育・学習支援業、⑫複合サービス事業、⑬サービス業

種別医療法人数の年次推移

年 別	医 療 法 人						特定医療法人			特別医療法人		
	総 数	財 団	社 団			一人医師 医療法人 (再掲)	総 数	財 団	社 団	総 数	財 団	社 団
			総 数	持 分 有	持 分 無							
昭和 4 5 年	2,423	336	2,087	2,007	80		89	36	53			
5 0 年	2,729	332	2,397	2,303	94		116	41	75			
5 5 年	3,296	335	2,961	2,875	86		127	47	80			
6 0 年	3,926	349	3,577	3,456	121		159	57	102			
6 1 年	4,168	342	3,826	3,697	129	179	163	57	106			
6 2 年	4,823	356	4,467	4,335	132	723	174	58	116			
6 3 年	5,915	355	5,560	5,421	139	1,557	179	58	121			
平成 元 年	11,244	364	10,880	10,736	144	6,620	183	60	123			
2 年	14,312	366	13,946	13,796	150	9,451	187	60	127			
3 年	16,324	366	15,958	15,800	158	11,296	189	60	129			
4 年	18,414	371	18,043	17,877	166	13,205	199	60	139			
5 年	21,078	381	20,697	20,530	167	15,665	206	60	146			
6 年	22,851	381	22,470	22,294	176	17,322	210	60	150			
7 年	24,725	386	24,339	24,170	169	19,008	213	60	153			
8 年	26,726	392	26,334	26,146	188	20,812	223	63	160			
9 年	27,302	391	26,911	26,716	195	21,324	230	64	166			
1 0 年	29,192	391	28,801	28,595	206	23,112	238	64	174			
1 1 年	30,956	398	30,558	30,334	224	24,770	248	64	184			
1 2 年	32,708	399	32,309	32,067	242	26,045	267	65	202	8	2	6
1 3 年	34,272	401	33,871	33,593	278	27,504	299	65	234	18	3	15
1 4 年	35,795	399	35,396	35,088	308	28,967	325	67	258	24	5	19
1 5 年	37,306	403	36,903	36,581	322	30,331	356	71	285	29	7	22
1 6 年	38,754	403	38,351	37,977	374	31,664	362	67	295	35	7	28

注：平成8年までは年末現在数、9年以降は3月31日現在数である。

資料：厚生労働省調べ